

4工第300号  
令和4年5月11日

## 福岡県火薬類保安協会長 殿

福岡県商工部工業保安課長



## 令和4年度火薬類事故防止対策重点事項について（依頼）

火薬類の保安につきましては、平素から格段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。令和4年度火薬類事故防止対策重点事項を別紙のとおり策定しましたので、保安講習会等において関係事業者に対し周知、指導していただくようお願いします。

## 令和4年度火薬類事故防止対策重点事項

### 1 煙火消費時における事故防止対策の徹底

昨年、北海道の煙火製造施設において火災が発生し、重傷者1名を含む3名の負傷者が出了た。煙火製造施設での事故は大惨事にもつながりかねないことから、各製造施設における手順や工程等の再確認を行い、煙火製造施設における安全管理の徹底を趣旨として重点事項とする。

また、令和3年に発生した27件の火薬類事故のうち、煙火消費中の事故が12件と全体の約44%を占めている。

煙火消費中の事故は、従事者だけではなく観客にも危害が及ぶおそれがあるため、法令や許可条件の遵守はもちろん、各消費現場で定めた消費計画や自主保安対策等を徹底することにより、事故防止を図ることを趣旨として重点事項とする。

### 2 産業火薬消費現場における飛石防止等の安全対策の徹底

令和3年に発生した4件の産業火薬に係る事故のうち、1件が消費中に発生した飛石事故であった。この事故では軽傷者が発生しており、飛石事故は重大な事故にもつながりかねないものである。

また、県内でも令和2年5月及び平成30年に飛石事故が発生している。

そこで、法令や各消費現場で定めた消費計画、危険予防方法の遵守のほか、飛石等に対する安全対策を徹底することにより事故防止を図ることを趣旨として重点事項とする。

### 3 各事業所及び火薬庫等における自然災害への対応の強化

近年、国内で頻発する地震や豪雨等による被害状況を踏まえ、煙火製造施設や火薬庫等における自然災害への事前の備えや被災時の対応等について、注意喚起することを趣旨として重点事項とする。